

第3 集約酪農地域内での 酪農事業施設の新設、変更

〔法〕（酪農事業施設の設置）

第10条 集約酪農地域の区域内において、集乳施設又は乳業施設で政令で定めるもの（以下「酪農事業施設」という。）を新たに設置しようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 当該酪農事業施設の設置場所がその事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。
- 二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に応ずることができるものであること。
- 三 当該酪農事業施設の設置によつて当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。
- 四 その他当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての集約酪農振興計画に適合するものであること。

「生乳」を処理・加工して飲用牛乳用処理施設やチーズ工房などを設置する際には、法第10条に基づき、施設の工事着手の1ヶ月前までに知事へ承認申請が必要です。

また、知事の承認後、その事業を開始する1ヶ月前までにその旨を知事に報告（事業の開始届出）する必要があります。

なお、既に承認されたp7表2の「施設の種類」について、設備の設置、更新、改造又は廃止をする場合は、法第12条に基づき着手前に知事の承認が必要です。

1 酪農事業施設新設承認申請（様式第1）

ア 申請年月日

各提出先に提出する日付を記載してください。郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

建築確認申請や保健所への営業許可申請については、本法による知事の承認を得てから行ってください。施設の建築の事前打合せや営業許可申請に係る事前打ち合わせなどは支障ありません。

イ 申請者の氏名等

届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実際の業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。法人等で、工場長が代表者の代理人として届出をする場合は、必ず代表者からの委任状を添付してください。

ウ 施設の種類及び設置場所

（1）施設の種類

p7表1の施設の区分と施設の種類を記載してください

（2）設置場所

施設の種類毎に設置場所の住所を記載してください。

例：乳業施設

チーズ製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

クリーム及び脱脂乳製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇）

エ 施設の設備の種類、型式、能力及び数

「別紙1のとおり」と記載し、別紙で一覧を添付してください。

オ 操業の開始予定時期

操業を実際に開始する予定年月日を記載してください。

カ 予定する集乳区域

集乳を予定している市町村名を記載してください。

例) 〇〇市、△△市内酪農家生産乳

キ その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

「別紙2のとおり」と記載し、別紙で酪農事業施設の新設又は増設に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(2) 施設の位置図

「別紙3のとおり」と記載し、別紙で道路と新設しようとする酪農事業施設の位置関係が分かる付近見取図を添付してください。

(3) 設備の配置図

「別紙4のとおり」と記載し、別紙1に記載した施設の設備の配置状況が分かる資料を添付してください。建築士等の設計図書では平面図がこれに該当します。

(4) カタログ

別紙1に記載した設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。

酪農事業施設新設承認申請書

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○

氏名又は名称 (株)○○○乳業

及び代表者の 代表取締役 □□□□

氏 名

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第1項の規定に基づき、酪農事業施設の新設につき、下記により承認を申請する。

記

1 施設の種類及び設置場所

乳業施設

チーズ製造施設（岡山市○○区○○町○○-○○）

2 施設の設備の種類、型式、能力及び数

別紙1のとおり

3 操業の開始予定時期

令和○年○月○日

4 予定する集乳区域

△△市内酪農家生産乳

5 その他必要な事項

(1) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

別紙2のとおり

(2) 施設の位置図

別紙3のとおり

(3) 設備の配置図

別紙4のとおり

(4) カタログ

別添のとおり

(注)

1 施設の種類については、第9条の表の上欄に掲げる区分により記載すること。以下第3号様式までにおいて同じ。

2 設備については、第9条の表の下欄に掲げるものによるほか、ボイラー、揚水ポンプ、冷凍ポンプ、包装機又はれん乳若しくは粉乳充てん機がある場合には、これらについても記載すること。以下第3号様式までにおいて同じ。

別紙 1

2 施設の設備の種類、型式、能力及び数

施設の種類	設備の種類	型式	能力	数	備考
チーズ製造施設	貯乳槽	〇〇-〇〇	200L	1	
	チーズパット	〇〇-〇〇	40L/回	1	
	熟成室	乾式 〇m×〇m	〇〇個	2	

※ 上記に記載した施設・器具の能力が確認できるカタログ等を添付してください。

酪農事業施設新增設に係る指定生乳生産者団体等との協議経過について

令和 年 月 日

岡山県知事

○ ○ ○ ○ 殿

住 所 岡山市○○区○○町○○-○
氏名又は名称 (株)○○○○乳業
及び代表者の
氏 名 代表取締役 □□□□

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき酪農事業施設の新増設にあたり、指定生乳生産者団体（中国生乳販連）及びおかやま酪農業協同組合との協議を行いましたので下記のとおり経過を報告します。

記

- 1 日 時 ○○年○月○日
- 2 場 所 おかやま酪農業協同組合（津山市川崎）
- 3 出席者 中国生乳販売農業協同組合連合会 次長 ○○○○
おかやま酪農業協同組合 販売課 △△△△
申請者代表 (株)○○○○乳業 営業部 □□□□
- 4 協議内容
(1) 生乳取引について、北海道指定生乳生産者団体（ホクレン農業協同組合連合会）と協議を行った。
(2) 取引双方において、今後とも継続した協議を行っていくことを再確認した。

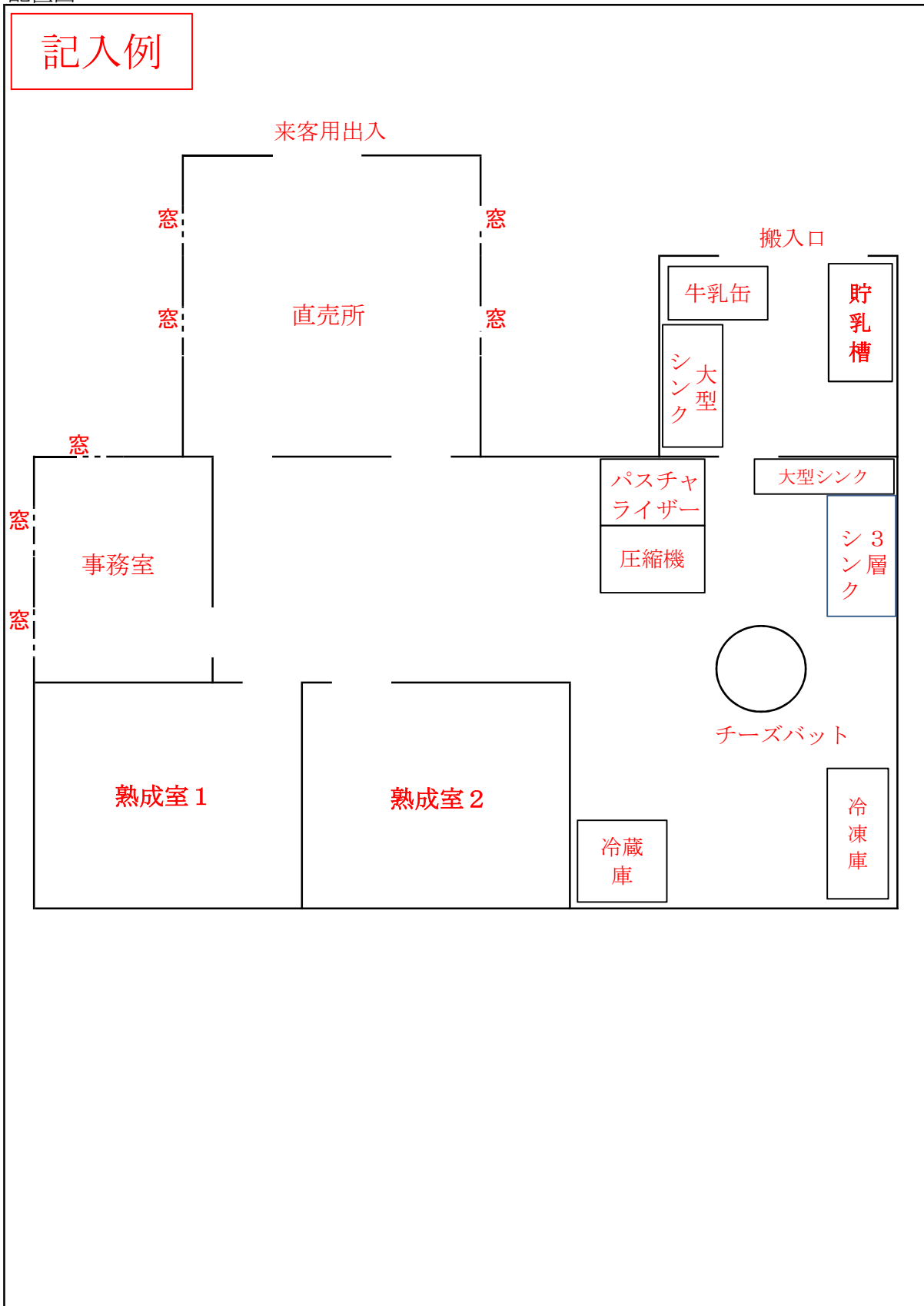
位置図

記入例

縮尺 1/5,000



配置図



〔法〕（酪農事業施設の変更）

第12条 集約酪農地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき農林水産省令で定める変更をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。

〔施行規則〕（酪農事業施設の変更の承認申請）

第9条 法第12条第1項の農林水産省令で定める変更は、次の表の上欄に掲げる施設についての同表の下欄に掲げる設備の設置、更新、改造又は廃止とする。

施設	設備
集乳所	貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機又は牛乳濃縮機
飲用牛乳用処理施設	貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機又は冷蔵庫
クリーム及び脱脂乳製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、冷却設備又は冷蔵庫
バター製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、チャーン、連続式バター製造機又は冷蔵庫
チーズ製造施設	貯乳槽、チーズパット、プロセスチーズ製造用溶融釜又は熟成室
れん乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳冷却機又は無糖れん乳用滅菌機
粉乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、牛乳濃縮機又は乾燥機

第10条 法第12条第1項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該酪農事業施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出してしなければならない。

- 一 変更しようとする設備の種類、型式、能力又は数
- 二 変更の内容
- 三 その他必要な事項

集約酪農地域内で承認済みの酪農事業施設について、上記表に掲げる設備を設置、更新、改造又は廃止をしようとする場合、変更承認申請書を提出してください。なお、様式は定められていませんので、参考様式をお使いください。

また、承認済みの酪農事業施設が設置されている建物内に新たに他の酪農事業施設を設置する場合は、p21の「酪農事業施設に係る新設・変更等の考え方」を参考に酪農事業施設新設承認申請を行ってください。別の敷地に新たに酪農事業施設を設置する場合も、酪農事業施設新設承認申請を行ってください。

1 酪農事業施設変更承認申請（参考様式）

ア 変更しようとする施設の種類及び設置場所

今回の変更に係る、既に承認済みの施設の種類を記載してください。

例) 乳業施設

イ 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数

「別紙1のとおり」と記載し、別紙で整備前後の対比ができるようしてください。

ウ 変更の内容

変更を必要とする理由、目的を記載してください。

例) 生産量の増加により収益力向上を図るため。

エ その他必要な事項

(1) 整備の開始予定時期

新たな施設の着工等、既存の施設内の設備の設置、更新、改造又は廃止しようとする予定年月日を記載してください。

(2) 予定する集乳区域

過去に承認されている申請から変更がある場合は記載してください。

(3) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過

過去に承認されている申請から変更がある場合は、「別紙〇」のとおりとし、酪農事業施設の新設、増設又は変更に係る事項について、協議した内容を添付してください。

(4) 設備の配置図

変更前と変更後の配置図を対比させて、設置、更新、改造又は廃止が分かるように図示した資料を添付してください。

(5) カタログ

別紙1に記載した、変更に係る設備のカタログを添付してください。特に、型式、能力が分かるカタログとしてください。廃止に係るものは不要です。

酪農事業施設に係る新設・変更等申請の考え方

酪農事業施設新設承認申請を要する場合

A乳業工場内（変更前）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫



A乳業工場内（変更後）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫

新
設

【バター処理施設】

- ・貯乳槽、クリーム分離機、チャーン、連続式バター製造器、冷蔵庫

同じ工場内であっても、法第10条に基づき「飲用牛乳用処理施設」と「バター処理施設」2つの知事の承認が必要となります。

酪農事業施設変更承認申請を要する場合

A乳業工場内（変更前）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽（1台）、冷却設備、牛乳殺菌機、冷蔵庫



A乳業工場内（変更後）

【飲用牛乳用処理施設】

- ・貯乳槽（2台）、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機、冷蔵庫

同じ施設に係る設備の変更

既に承認済みの施行規則第9条に定める施設の設備について、設置、更新、改造又は廃止の場合が該当します。

酪農事業施設変更承認申請書

令和 年 月 日

岡山県知事

〇 〇 〇 〇 殿

住 所 岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇
氏名又は名称 (株)〇〇〇〇乳業
及び代表者の
氏 名 代表取締役 □□□□

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第12条第1項の規定に基づき、酪農事業施設につき、下記により承認を申請する。

記

- 1 変更しようとする施設の種類及び設置場所
乳業施設
チーズ製造施設（岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇）
- 2 変更しようとする設備の種類、型式、能力又は数
別紙1のとおり
- 3 変更の内容
生産量の増加により収益性の向上を図るため
- 4 その他必要な事項
 - (1) 整備の開始予定時期
令和〇年〇月〇日
 - (2) 予定する集乳区域
変更なし
 - (3) 生乳取引に係る指定生乳生産者団体等との協議経過
変更なし
 - (4) 設備の配置図
別紙2（変更前）及び別紙3（変更後）のとおり
 - (5) カタログ
別添のとおり

別紙 1

2 変更しようとする設備の種類、型式、能力及び数

(変更後)

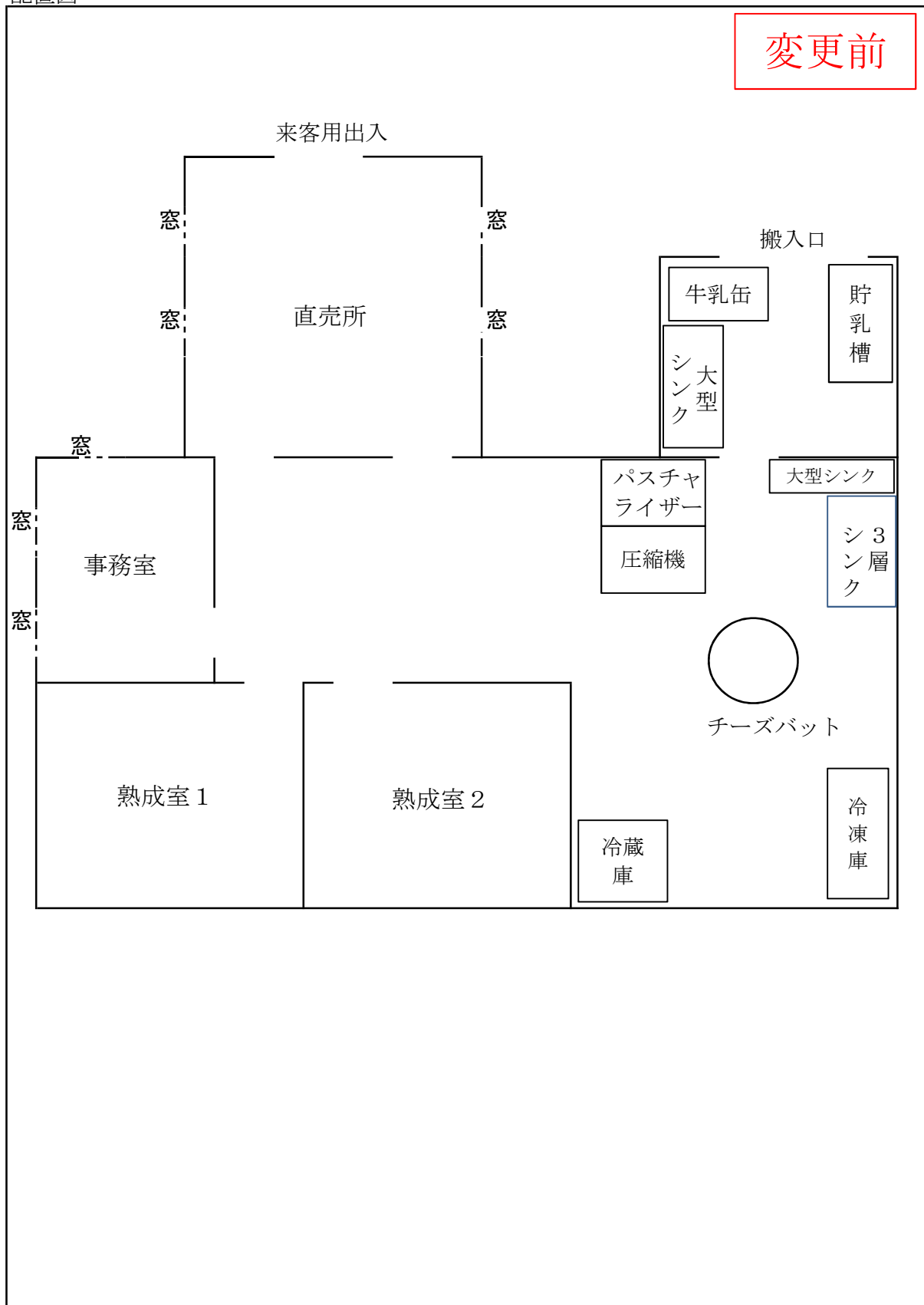
施設の種類	設備の種類	型式	能力	数	備考
チーズ製造施設	貯乳槽	〇〇-〇〇	200L	1	
	チーズパット	△△-△△	80L/回	1	
	熟成室	乾式 〇m×〇m	〇〇個	2	

(変更前)

施設の種類	設備の種類	型式	能力	数	備考
チーズ製造施設	貯乳槽	〇〇-〇〇	200L	1	
	チーズパット	〇〇-〇〇	40L/回	1	
	熟成室	乾式 〇m×〇m	〇〇個	2	

※ 上記に記載した施設・器具の能力が確認できるカタログ等を添付してください。

配置図



配置図

